

総務文教常任委員会

平成24年12月17日(月)午前10時～
第3委員会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 請願審査

- (1) 受理番号5番 関西電力大飯原子力発電所再稼働の撤回を求める請願
＜討論～採決＞
- (2) 受理番号6番 子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願
＜討論～採決＞
- (3) 受理番号8番 亀岡市放課後児童会の環境改善についての請願
＜討論～採決＞

4 議案審査

議会事務局

- (1) 第1号議案 平成24年度亀岡市一般会計補正予算(第6号)所管分
＜説明～質疑＞

政策推進室

- (1) 第1号議案 平成24年度亀岡市一般会計補正予算(第6号)所管分
＜説明～質疑＞

企画管理部

- (1) 第1号議案 平成24年度亀岡市一般会計補正予算(第6号)所管分
＜説明～質疑＞
- (2) 第28号議案 京都中部広域市町村圏協議会の廃止について
＜説明～質疑＞

生涯学習部

- (1) 第1号議案 平成24年度亀岡市一般会計補正予算(第6号)所管分
＜説明～質疑＞
- (2) 第9号議案 ガレリアかめおか条例の一部を改正する条例の制定について
＜説明～質疑＞
- (3) 第10号議案 亀岡市営篠共同浴場条例を廃止する条例の制定について
- (4) 第11号議案 亀岡市営篠共同浴場基金条例を廃止する条例の制定について

< 説明～質疑 >

- (5) 第 1 8 号議案 ガレリアかめおかに係る指定管理者の指定について

< 説明～質疑 >

総務部

- (1) 報告第 1 号 平成 2 4 年度亀岡市一般会計補正予算 (第 5 号) 所管分

< 説明～質疑 >

- (2) 第 1 号議案 平成 2 4 年度亀岡市一般会計補正予算 (第 6 号) 所管分

< 説明～質疑 >

- (3) 第 8 号議案 平成 2 4 年度亀岡市神前財産区特別会計補正予算 (第 1 号)

< 説明～質疑 >

- (4) 第 1 9 号議案 亀岡市蔭田野生涯学習センターに係る指定管理者の指定について

- (5) 第 2 0 号議案 亀岡市大井生涯学習センターに係る指定管理者の指定について

- (6) 第 2 1 号議案 亀岡市西別院生涯学習センターに係る指定管理者の指定について

- (7) 第 2 2 号議案 亀岡市河原林生涯学習センターに係る指定管理者の指定について

< 説明～質疑 >

教育部

- (1) 第 1 号議案 平成 2 4 年度亀岡市一般会計補正予算 (第 6 号) 所管分

< 説明～質疑 >

5 討論～採決

6 陳情・要望

- (1) 地球社会建設決議に関する陳情書

- (2) 市篠共同浴場廃止に反対する陳情書

- (3) 外国資本による土地買収を制限する法整備を求める意見書決議の要望書

(6 月定例会継続分)

7 その他

- (1) 請願の連合審査について

- (2) 議会報告会で出された意見・要望について

- (3) 議会だよりの掲載内容について

- (4) 次回の月例会の日程・内容について

1 月 2 8 日 (月) 午前 1 0 時～

・ 公契約条例制定に向けての取り組み状況

・ 暴力団排除条例施行に伴う他の条例改正について

平成24年12月亀岡市議会定例会

総務文教常任委員会 説明資料

- ・第28号議案 京都中部地区広域市町村圏協議会の廃止について

平成24年12月亀岡市議会定例会

総務文教常任委員会 説明資料

- ・第18号議案 ガレリアかめおかに係る指定管理者の指定について
- ・第19号議案 亀岡市葺田野生涯学習センターに係る指定管理者の指定について
- ・第20号議案 亀岡市大井生涯学習センターに係る指定管理者の指定について
- ・第21号議案 亀岡市西別院生涯学習センターに係る指定管理者の指定について
- ・第22号議案 亀岡市河原林生涯学習センターに係る指定管理者の指定について

指定管理候補者	申請内容						
	管理運営方針	利用者の平等な利用の確保	利用者に対するサービスの向上	施設の効果的な活用	管理経費の縮減	施設の適切な維持管理	施設の適切な運営
財団法人 学習かめおか財団	● 亀岡市の生涯学習の中核施設として、市民が自発的な生涯学習活動を積極的に展開できる場として活用していただくことを最大の目的とする。● 単に施設の貸し出しを行うのではなく、ガレリアかめおかを活用して行われる生涯学習活動・事業を積極的継続的に支援する。⇒施設管理のノウハウと事業の企画・運営のノウハウを統合し、利用者に対する多様な生涯学習活動のサポートを継続する。● 民間事業者等の利用も促進し、施設全体の賑わいを創出するとともに、利用料金収入の増加を図る。⇒商工会議所、コンベンションビューロー等と連携し、施設の活性化から亀岡市全体の活性化を目指す。● 各施設の機能を十分活用した自主事業を通じて、市民に利用方法を提示し、施設の有効活用を図る。⇒カルチャー教室やライブ等を通じて、ガレリアの活用方法を提案する。● 広報紙、ホームページ等による各種催し物及び施設機能を発信し、生涯学習の拠点としての充実を図る。⇒ホームページ等により、各種催し物及び施設の利用の情報を受・発信し、亀岡市内をはじめ近隣地域へ生涯学習の中核施設を積極的にPRしていく。● 利便性にも十分に配慮し、安全安心な施設を目指す。	● 条例・規則の他、利用に関する規定を詳細に定め、正しく運用することにより、公の施設として、利用者へ公平なサービスを提供する。● 施設利用者等に対し、受益者負担の考えに基づき適正な経費を負担していただき、市民負担が公平になるよう努める。⇒大規模事業等での警備・清掃業務は、主催者と十分打ち合わせを行い、必要に応じて臨時警備・臨時清掃を主催者負担で行っていただく。	● 手続き等の見直し、利用基準の明確化 → これまでの管理業務経験を活かし、施設利用者の要望を打ち合わせで把握し、利用者にとって最適な利用方法を提案する。● 館内に意見箱を設置し、利用者からの意見・要望を積極的に聴き、改善や新規事業に活かしていく。また、必要に応じて利用者にアンケート等を実施し、利用者ニーズの把握に努める。● 案内所、事務所等の窓口対応時に利用者から直接意見や要望を聴き、施設の運営方法、自主事業の企画など改善に活かしていく。● 広域学習拠点として、電話・メール等による広域からの意見も受け付け、遠方の人からの声も参考にする。	● 施設利用に係る情報提供及び利用方法の提案 → ホームページ等において施設案内・利用方法をわかりやすく紹介し、使用促進を図る。また、施設利用に係る料金は、利用者の必要とする分を事前打合せにより適正に提示する。● 施設管理運営業務と自主事業の両立により生涯学習施設の機能を発揮していく。	● 常に業務の見直しを行い、効率の良い管理運営を行う。 → 業務の内容によって優先順位を設定し、生涯学習施設として重要な部分に重点を置いた予算配分を行い、他の部分は業務の縮小・廃止も視野に入れた見直し、提案を行う。 → 管理運営方法を見直し、利用者へ負担をかけることなく経費の削減を図る。	● 施設の機能を維持するため定期的に保守点検を行い、利用者が安心して利用できる施設を提供する。● ガレリアかめおか消防計画、危機管理マニュアルに不審者対応マニュアルを加え、総合的な緊急時対応の体制を整える。● 複合施設であり複数の事業所が存在することから、常に連携を密にし緊急時の協力体制を築く。消防、警察、社会福祉協議会、市民活動推進センター等とも連携し、地域の防災情報拠点としての運営も視野に入れる。	● 財団職員13名、嘱託職員6名、臨時職員6名を適正に配置し、十分な体制で住民サービスの向上に努める。● 職員研修計画を整備し、計画的に職員の能力向上に努める。● 公益財団法人生涯学習かめおか財団の個人情報保護規程（平成18年4月1日から施行）に基づき、適正な情報の保護及び公開に努める。
町自治会	地域住民の相互交流並びに創意と自主性に満ちた農業生産活動及び地域社会活動の展開を図り、もって農業及び農村の活性化と生涯学習の推進に寄与するため亀岡市葦田野生生涯学習センターを管理運営する。	亀岡市葦田野生生涯学習センターの設置目的に基づき、利用者の平等な利用を確保する。	常に施設を清潔かつ使用しやすい状況に保ち、利用者のサービス向上を図る。	設置目的に合致した自主事業を積極的に展開し、施設の効率的な活用に努める。	必要のない箇所の消灯等を徹底する。	小規模修繕、点検に努め施設の維持に努める。	管理者（自治会長）、事務職員1名、作業員1名（事務職員、作業員については他の業務と兼務）を配置。 定期的に接遇研修、技術研修、消火訓練等を実施する。
自治会	地域住民の生涯学習活動の積極的な推進とコミュニティ活動の円滑な推進を図り、魅力と活力ある地域社会の形成のため、亀岡市大井生涯学習センターを管理運営する。	亀岡市大井生涯学習センターの設置目的に基づき、利用者の平等な利用を確保する。	常に施設を清潔かつ使用しやすい状況に保ち、利用者のサービス向上を図る。	設置目的に合致した自主事業を積極的に展開し、施設の効率的な活用に努める。	必要のない箇所の消灯等を徹底する。	小規模修繕、点検に努め施設の維持に努める。	管理者（自治会長）、事務職員1名、作業員1名（事務職員、作業員については他の業務と兼務）を配置。 定期的に接遇研修、技術研修、消火訓練等を実施する。
町自治会	地域住民の生涯学習活動・コミュニティ活動の積極的な推進と、健康増進・福祉の向上を目指し、魅力と活力とうるおいのある地域社会の形成のため亀岡市西別院生涯学習センターを管理運営する。	亀岡市西別院生涯学習センターの設置目的に基づき、利用者の平等な利用を確保する。	常に施設を清潔かつ使用しやすい状況に保ち、利用者のサービス向上を図る。	設置目的に合致した自主事業を積極的に展開し、施設の効率的な活用に努める。	必要のない箇所の消灯等を徹底する。	小規模修繕、点検に努め施設の維持に努める。	管理者（自治会長）、事務職員1名（事務職員については他の業務と兼務）を配置。 定期的に接遇研修、技術研修、消火訓練等を実施する。
町自治会	地域住民の生涯学習活動及びコミュニティ活動の積極的な推進と、自主性と創意工夫を生かした農業生産活動により、魅力と活力とうるおいのある地域社会の形成のため亀岡市河原林生涯学習センターを管理運営する。	亀岡市河原林生涯学習センターの設置目的に基づき、利用者の平等な利用を確保する。	常に施設を清潔かつ使用しやすい状況に保ち、利用者のサービス向上を図る。	設置目的に合致した自主事業を積極的に展開し、施設の効率的な活用に努める。	必要のない箇所の消灯等を徹底する。	小規模修繕、点検に努め施設の維持に努める。	管理者（自治会長）、事務職員1名（事務職員については他の業務と兼務）を配置。 定期的に接遇研修、技術研修、消火訓練等を実施する。

総務文教常任委員会

説明資料

【生涯学習部】

平成 24 年 12 月 17 日

ガレリアかめおか条例（平成10年亀岡市条例第1号） 新旧対照表

現行	改正後（案）
（施設の構成） 第3条 ガレリアは、次に掲げる施設をもって構成する。 (1)・(2) （略） (3) 情報提供発信施設(企画展示室、<u>石門心学塾</u>等) (4) （略） (5) エイジレスセンター(<u>大浴場</u>、プレイルーム、託児コーナー、多目的フロア等) (6) （略） （使用許可の制限） 第6条 次の各号の<u>一に</u> 該当するときは、市長は使用を許可しないことができる。 (1) （略） (2) 施設又は附帯設備その他器具備品等を<u>き損</u>し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3)・(4) （略） （使用許可の取消し等） 第7条 次の各号の<u>一に</u> 該当するときは、市長は使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは<u>使用を停止</u>することができる。 (1)～(4) （略）	（施設の構成） 第3条 ガレリアは、次に掲げる施設をもって構成する。 (1)・(2) （略） (3) 情報提供発信施設(企画展示室 _____ 等) (4) （略） (5) エイジレスセンター(<u>あんしん長寿コーナー</u>、プレイルーム、託児コーナー、多目的フロア等) (6) （略） （使用許可の制限） 第6条 次の各号の<u>いずれかに</u> 該当するときは、市長は使用を許可しないことができる。 (1) （略） (2) 施設又は附帯設備その他器具備品等を<u>毀損</u>し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3)・(4) （略） （使用許可の取消し等） 第7条 次の各号の<u>いずれかに</u> 該当するときは、市長は使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは<u>停止</u> することができる。 (1)～(4) （略）

(入館の拒否等)

第8条 市長は、次の各号の一に 該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

(特別の設備の制限)

第18条 (略)

2 前項の特別の設備に要する経費は、すべて使用者又は目的外使用者(以下「使用者等」という。)の負担とする。

(指定管理者による管理)

第23条 (略)

2・3 (略)

4 指定管理者が行うガレリアの管理の基準は、第2条の2及び第5条から第8条に定めるところによる。この場合において、これらの適用については、第2条の2中「市長が必要と認める」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得た」と、第5条から第8条までの規定、第11条、第13条、第18条、第19条及び第21条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

別表第1(第2条の2関係)

【別記1 参照】

別表第2(第2条の2関係)

【別記2 参照】

別表第3(第11条関係)

(入館の拒否等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに 該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

(特別の設備の制限)

第18条 (略)

2 前項の特別の設備に要する経費は、全て使用者又は目的外使用者(以下「使用者等」という。)の負担とする。

(指定管理者による管理)

第23条 (略)

2・3 (略)

4 指定管理者が行うガレリアの管理の基準は、第2条の2及び第5条から第8条までに定めるところによる。この場合において、これらの適用については、第2条の2中「市長が必要と認める」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得た」と、第5条から第8条までの規定、第11条、第13条、第18条、第19条及び第21条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

別表第1(第2条の2関係)

【別記1 参照】

別表第2(第2条の2関係)

【別記2 参照】

別表第3(第11条関係)

【別記3 参照】

- 1 入場料の徴収の有無にかかわらず、使用者が営業の宣伝その他これに類する目的をもって使用する場合は、表に掲げる額の10割相当額を加算する。ただし、屋上庭園については、非営利の場合に限るものとする。
- 2 冷暖房設備を使用する場合は、表に掲げる額(附帯設備並びにロビーギャラリー、パサージュ及び屋上庭園を除く。)に次の各号に掲げる額を加算する。
 - (1) 冷房 4割相当額
 - (2) 暖房 3割相当額
- 3 ロビーギャラリー、パサージュ及び屋上庭園を使用する場合において、面積が1平方メートル未満のとき又は1平方メートル未満の端数が生じたときは、1平方メートルとして使用料を算出する。
- 4 音響、照明その他を使用する場合に必要な操作技術料等は使用者負担とする。

【別記3 参照】

- 1 入場料の徴収の有無にかかわらず、使用者が営業の宣伝その他これに類する目的をもって使用する場合は、表に掲げる額の10割相当額を加算する。ただし、屋上庭園については、非営利の場合に限るものとする。
- 2 冷暖房設備を使用する場合は、表に掲げる額(附帯設備並びにロビーギャラリー、パサージュ及び屋上庭園を除く。)に次の各号に掲げる額を加算する。
 - (1) 冷房 4割相当額
 - (2) 暖房 3割相当額
- 3 ロビーギャラリー、パサージュ及び屋上庭園を使用する場合において、面積が1平方メートル未満のとき又は1平方メートル未満の端数が生じたときは、1平方メートルとして使用料を算出する。
- 4 音響、照明その他を使用する場合に必要な操作技術料等は使用者負担とする。

【別記1】

現行

種別	使用時間
企画展示室	午前9時から午後8時まで
石門心学塾	
マルチメディアコーナー	
大浴場	午前9時から午後9時まで
プレイルーム	午前9時から午後5時まで
託児コーナー	
多目的フロア	
上記以外の施設	午前9時から午後10時まで

改正後（案）

種別	使用時間
企画展示室	午前9時から午後8時まで
あんしん長寿コーナー	午前9時から午後5時まで
プレイルーム	

託児コーナー	
多目的フロア	
上記以外の施設	午前9時から午後10時まで

【別記2】

現行

種別	休館日
企画展示室	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
石門心学塾	木曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときはその翌日)
マルチメディアコーナー	
上記以外の施設	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
	毎月第4 木曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはその翌日)

改正後 (案)

種別	休館日
企画展示室	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
	木曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときはその翌日)

<u>あんしん長寿コーナー</u>	<u>1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで</u> <u>日曜日及び土曜日</u> <u>国民の祝日に関する法律に規定する休日</u>
上記以外の施設	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで 毎月 <u>第2及び第4木曜日</u> (国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはその翌日)

【別記3】

現行

種別	単位	金額
陶芸室	1時間	400円
工作室	〃	400円
創作室	〃	400円
料理実習室	〃	400円
大広間1～5	〃	各 4,600円
特別会議室	〃	2,000円
会議室	〃	1,600円
研修室1～4	〃	各 400円
和室研修室1～2	〃	各 400円

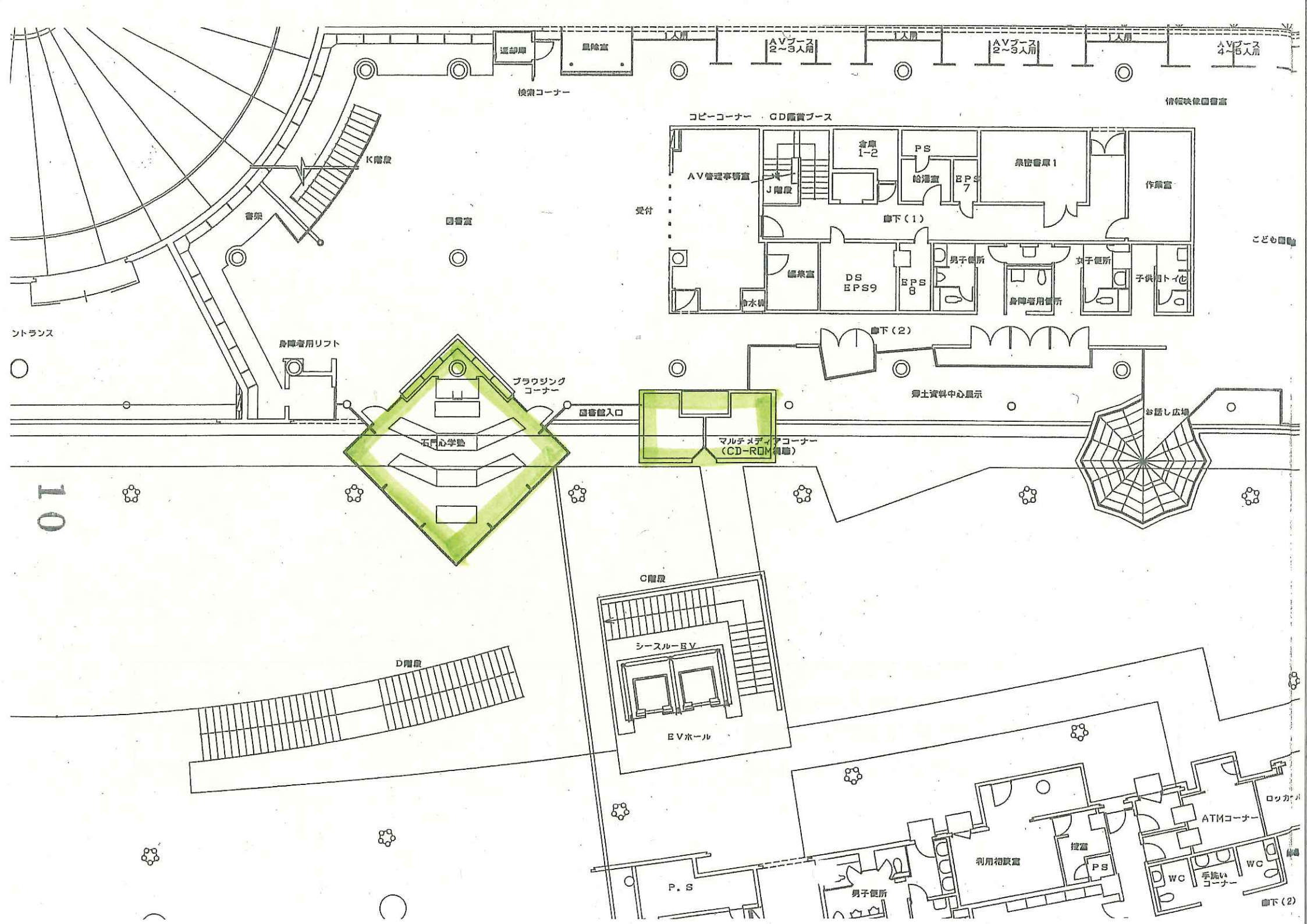
クラブ室1～3	〃	各 200円
企画展示室	〃	200円
コンベンションホール	〃	4,000円
コンベンションホール控室1～2	〃	各 200円
響ホール	〃	1,600円
響ホール控室	〃	200円
楽屋1～3	〃	各 200円
附帯設備	〃	各附帯設備ごとに40,000円を超えない範囲内において市長が別に定める額
ロビーギャラリー	〃	100平方メートル以下の分
パサージュ		1平方メートル当たり 50円
屋上庭園		101平方メートル以上1,000平方メートル以下の分
		1平方メートル当たり 10円
		1,001平方メートル以上の分
		1平方メートル当たり 5円
大浴場	1回	14歳以上 500円
		14歳未満 250円

改正後（案）

種別	単位	金額
----	----	----

陶芸室	1時間	400円
工作室	〃	400円
創作室	〃	400円
料理実習室	〃	400円
大広間1～5	〃	各 4,600円
特別会議室	〃	2,000円
会議室	〃	1,600円
研修室1～4	〃	各 400円
和室研修室1～2	〃	各 400円
クラブ室1～3	〃	各 200円
企画展示室	〃	200円
コンベンションホール	〃	4,000円
コンベンションホール控室1～2	〃	各 200円
響ホール	〃	1,600円
響ホール控室	〃	200円
楽屋1～3	〃	各 200円
附帯設備	〃	各附帯設備ごとに40,000円を超えない範囲内において市長が別に定める額
ロビーギャラリー パサージュ	〃	100平方メートル以下の分 1平方メートル当たり 50円

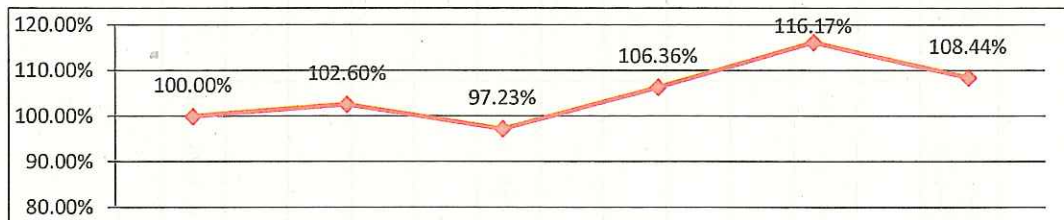
屋上庭園	101平方メートル以上1,000平方メートル以下の分
	1平方メートル当たり 10円
	1,001平方メートル以上の分
	1平方メートル当たり 5円



ガレリアかめおか 生涯学習事業展開及び管理運営状況

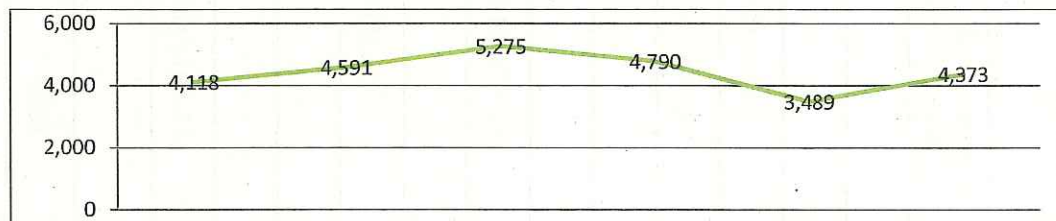
○来館者数と催事件数

項目	年度	指定管理（1期目）			指定管理（2期目）			備考
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
来館者数	人	524,514	536,141	558,602	591,707	572,360	573,182	
累計	人	4,645,621	5,181,762	5,740,364	6,332,071	6,904,431	7,477,613	
催事件数	件	6,718	6,893	6,532	7,145	7,804	7,285	
催事件数の推移		100.00%	102.60%	97.23%	106.36%	116.17%	108.44%	18年度基準



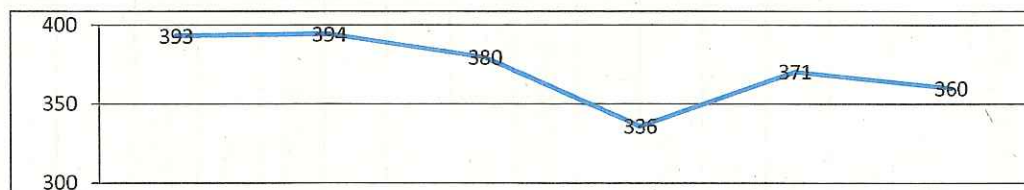
○財団運営・事業経費

事業開催	円	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
市補助金	①	61,366,472	63,010,056	65,816,745	70,826,082	61,743,535	60,294,301	運営・事業
内、事業経費のみ		27,664,957	31,648,549	34,458,435	34,224,785	27,224,526	31,854,619	人件費含む
催事1件コスト(円)		4,118	4,591	5,275	4,790	3,489	4,373	①/催事



○施設の管理運営経費

管理運営	円	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
指定管理料	212,137,000	206,207,517	211,487,000	212,137,000	198,919,712	212,137,000	206,493,260	実績額
施設利用料収入		68,463,591	71,938,945	67,700,925	71,708,212	73,429,855	73,483,542	
来館者1人当たりコスト (実績額/来館者数)		393	394	380	336	371	360	円
(参考)契約額でのコスト単価		404	396	380	359	371	370	円
指定管理経費の削減率(実績)		97.20%	99.69%	100.00%	93.77%	100.00%	97.34%	基準額比較
利用料収入の推移		100.00%	105.08%	98.89%	104.74%	107.25%	107.33%	18年度基準



(公財)生涯学習かめおか財団 平成23年度 支出財源内訳 (市補助金・指定管理内訳を含む)

平成23年度支出財源内訳

(単位:円)

財源項目	決算額	がレリアかめおか 管理運営費	がレリアかめおか 事業費	財団管理費	特定資産 取得支出	固定資産 取得支出	次期繰越額
基本財産利息収入	97,010						97,010
特定資産利息収入	86,968				86,968		
入 場 料 収 入	1,564,349		1,564,349				
受 講 料 等 収 入	2,484,490		2,484,490				
施設利用料収入	73,483,542	73,483,542					
がレリアかめおか指定管理料収入	212,137,000	206,493,260					5,643,740
亀岡市補助金収入	60,294,301		31,854,619	21,528,650	6,911,032		
寄附金収入	0						
雑収入	2,629,506	1,435,606	1,193,900	0			
退職給付引当預金取崩収入	880,000			880,000			
前期繰越収支差額	16,092,672			49,695		0	16,042,977
充当財源合計	369,749,838	281,412,408	37,097,358	22,458,345	6,998,000	0	21,783,727

	予算額	執行・充当済額	残額
がレリアかめおか指定管理料収入	212,137,000	206,493,260	5,643,740
亀岡市補助金収入	69,640,000	60,294,301	9,345,699
合 計	281,777,000	266,787,561	14,989,439

(次期繰越)

(精算で市へ返金)

平成23年度 収支内訳 (指定管理料)

【収入】

(単位：円)

科 目		備 考
施設利用料収入		
	施設利用料収入	浴場入浴料 10,112,875 施設利用料 63,370,667 計 73,483,542
指定管理料収入		
	ガレリアかめおか指定管理料収入	ガレリアかめおか 指定管理料収入 212,137,000
雑 収 入		
	雑 収 入	コインロッカー・コピー・FAX使用収入 197,400 リフト・コピー・コインコピー (3F) 使用収入 189,140 公衆電話利用料 46,700 浴場関係物品販売収入 299,870 マッサージチェア使用料 145,100 テナント電球類等 49,890 電話料金 (図書館 他) 49,480 道の駅スタンプラリースタートキット等 145,345 自動販売機販売手数料 312,681 計 1,435,606

収入合計 287,056,148

収入合計 287,056,148

支出合計 281,412,408

次期繰越金 5,643,740

【支出】

科 目	備 考
ガレリアかめおか管理運営費	
給 料 手 当	職員給料手当等（財団職員8名） 31,195,381
賃 金	臨時職員賃金（10名） 10,193,778
福 利 厚 生 費	社会保険料（職員8名、臨時職員6名） 5,222,513 労働保険料 410,703 計 5,633,216
会 議 費	諸会議賄（茶葉等） 3,392
旅 費 交 通 費	職員出張旅費 3,050
通 信 運 搬 費	電話料金 832,631 インターネット定額利用料 203,676 ファックス利用料（電話料金割引利用料） 176,735 公衆電話料金 43,330 切手 101,500 宅配便等 4,218 計 1,362,090
消耗什器備品費	貸出用机、ポータブル・ワイヤスマイク、オーディオミキサー 他 1,733,800
消 耗 品 費	浴場用消耗（タオル・ボディーシャンプー・リンス） 322,451 事務用消耗（コピー用紙、フロッピーディスク等） 1,221,217 工房用消耗（ボール、卵焼き器等） 18,380 設備管理用消耗（管球等） 2,701,613 託児室用消耗（玩具、絵本） 6,992 職員制服（作業着） 95,160 道の駅関係消耗 103,200 計 4,469,013
修 繕 費	施設修繕費（空調・衛生関係 4件） 307,650 施設修繕費（浴場関係 3件） 499,275 施設修繕費（警備関係 3件） 1,121,300 施設修繕費（建築関係 5件） 2,737,350 施設修繕費（施設関係 22件） 3,737,572 施設修繕費（弱電関係 1件） 840,000 施設修繕費（備品、その他関係 10件） 549,514 計 9,792,661
印 刷 製 本 費	使用許可申請書 52,290 施設使用料領収書 66,045 ガレリアかめおかパンフレット 92,925 計 211,260
燃 料 費	公用車ガソリン 10,558
光 熱 水 費	灯油 15,926,272 電気 30,984,099 上下水道 14,181,304 ガス 31,361 計 61,123,036
賃 借 料	コピー機賃借料 616,661 公衆用FAX賃借料 132,300 BGM賃借料 47,880

科 目	備 考
賃 借 料	NHK受信料 58,730 印刷機（1F、3F）賃借料 280,350 土地賃借料（来館者西側駐車場） 1,150,000 土地賃借料（来館者駐車場） 738,000 通信ケーブル賃借料 293,580 通信ケーブル利用に係る音楽著作権 158,760 電話交換機（PBX）賃借料 1,103,182 計 4,579,443
租 税 公 課	収入印紙 209,000 消費税 1,022,800 計 1,231,800
負 担 金 支 出	職員健康診断 199,982 会費負担金（社会保険協会、危険物安全協会） 13,400 農業用水確保 30,000 計 243,382
委 託 費	総合管理業務委託（設備） 53,078,174 "（清掃） 44,490,378 "（警備） 14,458,384 緑地管理業務委託 12,000,000 機械警備業務委託 4,173,624 通信・視聴覚施設管理業務 10,290,000 調光・照明・吊物設備保守点検 3,300,000 床機構等保守点検業務委託 882,000 移動観覧席保守点検業務委託 239,400 浴場受付業務委託 1,285,516 スライディングウォール、ロールスクリーン保守点検業務委託 472,500 ピアノ保守点検業務委託（スタインウェイ、ヤマハS6） 170,800 中央監視室照明制御装置保守点検業務委託 241,500 高所作業台保守業務委託 178,500 クリスマスツリー設置業務委託 50,000 空き缶回収業務委託 24,000 臨時警備業務委託 52,500 インターネットサーバー保守点検業務委託 840,000 遊具点検業務委託 131,250 産業廃棄物収集運搬業務 237,300 公衆用FAX複合機保守料（コインキット保守込） 95,682 施設周知看板業務委託 140,700 ホームページリニューアル 2,467,500 ひかり電話オフィスタイプ導入業務 126,735 放置車両撤去 2,750 計 149,429,193
雑 費	振込手数料 192,255 クリーニング 1,050 文書廃棄手数料 4,050 計 197,355

支出合計 281,412,408

平成23年度 収支内訳 (補助金対象)

【収入】

(単位:円)

科 目		備 考
特定資産運用収入		
	特定資産利息収入	特定資産定期預金満期に伴う受取利息 86,968
事業収入		
	入 場 料 収 入	ベトナム水上人形劇 271,600 クリスマスライブ 2011 366,200 ガレリアシネ「ふたたび」 142,700 宝くじまちの音楽会「南こうせつ」 783,849 計 1,564,349
	受講料等収入	カリブプロジェクト 893,500 自主事業講座 844,990 梅岩塾パソコン講座 746,000 計 2,484,490
補助金収入		
	亀岡市補助金収入	亀岡市運営補助金収入 28,439,682 亀岡市事業補助金収入 31,854,619 計 60,294,301
雑 収 入		
	雑 収 入	ガレリアニュース掲載協力金 1,188,500 叢書販売代 5,400 計 1,193,900
特定資産取崩収入		
	退職給与引当預金取崩収入	退職1名分 880,000

計 66,504,008

前期繰越収支差額 49,695

収入合計 66,553,703

支出合計 66,553,703

【支出】

科 目	備 考
財 団 管 理 費	
報 酬	理事会・評議員会出席報酬 810,000 監査出席報酬 40,000 計 850,000
給 料 手 当	職員給料手当等（財団職員5名） 16,199,348
福 利 厚 生 費	社会保険料（職員5名） 2,181,799 労働保険料 199,278 計 2,381,077
退 職 金	退職金 880,000
報 償 費	役員退職記念品 23,100
交 際 費	理事長交際費（慶弔費等） 49,695
会 議 費	理事会・評議員会時賄 12,760 監査時賄（決算・中間） 1,440 常任理事会時賄 2,160 最初の評議員の選定委員会時賄 2,520 計 18,880
旅 費 交 通 費	常任理事会会議出席費用弁償 12,000 職員出張旅費 2,140 計 14,140
通 信 運 搬 費	切手 16,000
消 耗 品 費	亀岡市民新聞購読料 7,560 事務用品（プリンターインク、印鑑（公印）他） 95,026 計 102,586
印 刷 製 品 費	理事長交替挨拶状 18,795
燃 料 費	公用車がソソ 2,574
賃 借 料	公益法人会計システム・機器使用料 517,860
保 険 料	公用車共済保険料（任意保険） 82,690 公用車自賠責保険料 4,560 計 87,250
諸 謝 金	最初の評議員の選定委員会委員謝礼 40,000
租 税 公 課	法人税（市民税） 60,000 法人税（府民税） 20,000 計 80,000
負 担 金 支 出	加入団体等会費負担金 100,000 研修等出席負担金 50,000 計 150,000
委 託 費	公益法人会計システム・機器保守委託 138,600 給与ソフト保守 26,250 法人税申告事務業務委託 210,000 新公益法人移行申請コンサルティング業務委託 630,000 計 1,004,850
雑 費	振込手数料 16,275 各種証明手数料 5,915 計 22,190

科 目	備 考
ガレリアかめおか事業費	
給 料 手 当	職員給料手当等（財団職員5名） 16,545,551
賃 金	臨時職員（育児休業職員代替） 881,448
福 利 厚 生 費	社会保険料（職員6名） 2,152,014
	労働保険料 134,271
	計 2,286,285
会 議 費	コレージュ・ト・カマカ時賄 10,320
	丹波学トーク時賄 7,000
	いきいき亀岡ライブUPセミナー時賄 5,000
	先人に学ぶガレリアフォーラム時賄 6,000
	ガレリアシネマ&ライブ時賄（出演者ジューズ、弁当等） 49,149
	亀岡生涯学習市民大学時賄 26,097
	計 103,566
旅 費 交 通 費	コレージュ・ト・カマカ講師旅費 41,760
	丹波学トーク講師旅費 44,880
	いきいき亀岡ライブUPセミナー講師旅費 860
	先人に学ぶガレリアフォーラム講師旅費 30,460
	ライブ出演者旅費 55,660
	自主事業講座講師旅費 1,500
	亀岡生涯学習市民大学講師旅費 90,060
	職員旅費 14,000
	計 279,180
通 信 運 搬 費	コレージュ・ト・カマカ関係郵送 50,169
	丹波学トーク関係郵送 32,438
	いきいき亀岡ライブUPセミナー関係郵送 6,020
	先人に学ぶガレリアフォーラム関係郵送 6,699
	カリナプロジェクト関係郵送 3,622
	ガレリアシネマ&ライブ関係郵送 27,461
	自主事業講座関係郵送 2,457
	ガレリアニュース郵送 73,705
	亀岡生涯学習市民大学関係郵送 945
	人材バンク関係郵送 1,617
	市民講演会関係郵送 14,616
	切手購入 64,000
	計 283,749
消 耗 品 費	事務用消耗等（色上質紙、クリアブック、金封等） 378,936
	ライブ開催時消耗品（花束、色紙等） 43,568
	新聞購読料（京都新聞） 47,100
	講演会実施時つば花、看板等 78,903
	計 548,507

科 目	備 考
印刷製本費	コレージュ・ト・カマカ (チラシ、ポスター、パンフレット等) 217,391 丹波学トーク (チラシ、パンフレット等) 108,727 いきいき亀岡ライフUPセミナー (チラシ、パンフレット) 43,007 先人に学ぶガレリアフォーラム (チラシ、パンフレット) 51,450 ガレリアシネ&ライブ (チラシ、ポスター等) 113,332 Manabian制作 134,431 亀岡生涯学習市民大学 (まなびの環、講義要綱) 274,750 市民講演会 (チラシ) 46,515 計 989,603
燃 料 費	公用車がソソ 13,893
賃 借 料	各講演会開催時タンス借上げ 13,540 ガレリアシネ&ライブ (著作物使用料) 11,760 自主事業 (道具賃借) 21,000 市民大学特別講座 (高速道路料金、入館料) 32,500 計 78,800
広告宣伝費	新聞広告等 122,525
保 険 料	亀岡生涯学習市民大学特別講座傷害保険 2,450
諸 謝 金	コレージュ・ト・カマカ講師謝礼 1,037,221 丹波学トーク講師謝礼 355,553 先人に学ぶガレリアフォーラム講師謝礼 324,166 カリナプロジェクト協力者謝礼 12,000 自主事業講座講師謝礼 173,995 ガレリアシネ&ライブ 出演者謝礼 481,065 亀岡生涯学習市民大学講師謝礼 1,116,043 生涯学習事業助成審査委員謝礼 80,000 講演会司会者謝礼等 (図書券他) 40,222 計 3,620,265
租 税 公 課	収入印紙 3,000
助 成 金 支 出	生涯学習事業助成金 (12件) 1,069,000
委 託 費	コレージュ・ト・カマカ会場設営、ビデオ叢書作成業務等 869,400 丹波学トーク ビデオ叢書作成業務等 246,750 カリナ演奏講座運營業務・カリナ調律委託 550,000 いきいき亀岡ライフUPセミナー講演事業委託 52,500 先人に学ぶガレリアフォーラム開催時吊看板設置 26,250 ベトナム水上人形劇運營業務委託 499,800 シネ上映業務委託 346,500 まちの音楽会 南こうせつライブ運営、臨時警備等委託 1,116,625 セタコンサート、クリスマスライブ、市民コンサート会場設営、ピアノ調律 432,825 クリスマスライブドリンク販売業務委託 75,500 ガレリアニュース制作・印刷・折込業務委託 3,254,036

科 目	備 考
委 託 費	パソコン教室運営業務 491,400 亀岡市美術展運営委託 918,000 亀岡市民文化祭運営委託 648,000 亀岡生涯学習市民大学 ビデオ調律、照明業務 120,650 漢字能力検定 255,150 計 9,903,386
原 材 料 費	自主事業講座 334,440 計 334,440
雑 費	振込手数料 31,710 計 31,710
特定預金支出	
退職給与引当預金支出	退職給与引当預金（職員15名分） 6,998,000

計 66,553,703

収 支 計 算 書

平成23年04月01日 から 平成24年03月31日 まで

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基本財産運用収入	100,000	97,010	2,990	
基本財産利息収入	100,000	97,010	2,990	
② 特定資産運用収入	87,000	86,968	32	
特定資産利息収入	87,000	86,968	32	
③ 事業収入	289,960,000	289,669,381	290,619	
事業収入	5,823,000	4,048,839	1,774,161	
入場料収入	2,940,000	1,564,349	1,375,651	
受講料等収入	2,883,000	2,484,490	398,510	
施設利用料収入	72,000,000	73,483,542	△1,483,542	
施設利用料収入	72,000,000	73,483,542	△1,483,542	
指定管理料収入	212,137,000	212,137,000	0	
ガレリアかめおか指定管理料収入	212,137,000	212,137,000	0	
④ 補助金等収入	69,640,000	60,294,301	9,345,699	
亀岡市補助金収入	69,640,000	60,294,301	9,345,699	
⑤ 負担金収入	0	0	0	
光熱水費負担金収入	0	0	0	
⑥ 寄附金収入	10,000	0	10,000	
寄附金収入	10,000	0	10,000	
⑦ 雑収入	2,670,000	2,629,506	40,494	
雑収入	2,670,000	2,629,506	40,494	
利息収入	0	0	0	
事業活動収入計	362,467,000	352,777,166	9,689,834	
2. 事業活動支出				
① 事業費支出				
ガレリアかめおか管理運営費	286,082,000	281,412,408	4,669,592	
給料手当支出	31,425,000	31,195,381	229,619	
賃金支出	10,702,000	10,193,778	508,222	
福利厚生費支出	5,985,000	5,633,216	351,784	
会議費支出	5,000	3,392	1,608	
旅費交通費支出	57,000	3,050	53,950	
通信運搬費支出	1,599,000	1,362,090	236,910	
研修費支出	13,000	0	13,000	
消耗什器備品費支出	1,800,000	1,733,800	66,200	
消耗品費支出	4,920,000	4,469,013	450,987	
修繕費支出	9,900,000	9,792,661	107,339	
印刷製本費支出	414,000	211,260	202,740	
燃料費支出	15,000	10,558	4,442	

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備考
光熱水費支出	63,051,000	61,123,036	1,927,964	
賃借料支出	4,645,000	4,579,443	65,557	
諸謝金支出	10,000	0	10,000	
租税公課支出	1,250,000	1,231,800	18,200	
負担金支出	276,000	243,382	32,618	
委託費支出	149,785,000	149,429,193	355,807	
雑支出	230,000	197,355	32,645	
ガレリアかめおか事業費	42,888,000	37,097,358	5,790,642	
給料手当支出	17,015,000	16,545,551	469,449	
賃金支出	900,000	881,448	18,552	
福利厚生費支出	2,550,000	2,286,285	263,715	
会議費支出	134,000	103,566	30,434	
旅費交通費支出	331,000	279,180	51,820	
通信運搬費支出	523,000	283,749	239,251	
消耗品費支出	636,000	548,507	87,493	
印刷製本費支出	1,618,000	989,603	628,397	
燃料費支出	20,000	13,893	6,107	
賃借料支出	110,000	78,800	31,200	
手数料支出	45,000	0	45,000	
広告宣伝費支出	200,000	122,525	77,475	
保険料支出	60,000	2,450	57,550	
諸謝金支出	4,848,000	3,620,265	1,227,735	
租税公課支出	3,000	3,000	0	
助成金支出	1,500,000	1,069,000	431,000	
委託費支出	11,974,000	9,903,386	2,070,614	
原材料費支出	377,000	334,440	42,560	
雑支出	44,000	31,710	12,290	
② 管理費支出				
財団管理費	28,032,000	22,458,345	5,573,655	
報酬支出	920,000	850,000	70,000	
給料手当支出	20,648,000	16,199,348	4,448,652	
福利厚生費支出	3,134,000	2,381,077	752,923	
退職給付支出	881,000	880,000	1,000	
報償費支出	23,100	23,100	0	
交際費支出	250,000	49,695	200,305	
会議費支出	45,000	18,880	26,120	
旅費交通費支出	16,474	14,140	2,334	
通信運搬費支出	16,000	16,000	0	
研修費支出	5,000	0	5,000	
消耗品費支出	104,476	102,586	1,890	
修繕費支出	3,800	0	3,800	

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備考
印刷製本費支出	20,900	18,795	2,105	
燃料費支出	4,000	2,574	1,426	
賃借料支出	532,000	517,860	14,140	
保険料支出	87,250	87,250	0	
諸謝金支出	40,000	40,000	0	
租税公課支出	81,000	80,000	1,000	
負担金支出	169,000	150,000	19,000	
委託費支出	1,018,000	1,004,850	13,150	
雑支出	33,000	22,190	10,810	
事業活動支出計	357,002,000	340,968,111	16,033,889	
事業活動収支差額	5,465,000	11,809,055	△6,344,055	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
① 特定預金取崩収入	880,000	880,000	0	
退職給与引当預金取崩収入	880,000	880,000	0	
投資活動収入計	880,000	880,000	0	
2. 投資活動支出				
① 特定資産取得支出	6,998,000	6,998,000	0	
退職給付引当預金取得支出	6,998,000	6,998,000	0	
② 固定資産取得支出	300,000	0	300,000	
什器備品購入支出	300,000	0	300,000	
投資活動支出計	7,298,000	6,998,000	300,000	
投資活動収支差額	△6,418,000	△6,118,000	△300,000	
III 予備費支出	3,610,000	—	3,610,000	
	△3,610,000			
当期収支差額	△4,563,000	5,691,055	△10,254,055	
前期繰越収支差額	4,650,000	16,092,672	△11,442,672	
次期繰越収支差額	87,000	21,783,727	△21,696,727	

総務文教常任委員会

追加資料

【生涯学習部】

(府内市町村が運営する公衆浴場件数)

平成 24 年 12 月 17 日

府内市町村が運営する公衆浴場件数について（京都府調べ）

市民協働課

京都府南丹保健所で調べた結果、次のとおりでした。

長岡京市	1件
木津川市	2件
和束町	1件
亀岡市	1件（篠浴場）

特殊公衆浴場は、ガレリアかめおかのほか、府内福祉施設等にいくつかあります。

なかよしアンケート

なかよしを みなさんが すごしやすいところに したいとおもっています。

みなさんの いけんを きかせてください。

① なかよしは たのしいですか？（○をつけてください⇒） はい いいえ

② なかよしのすきなところ

とうふがおいしい
人がすくなくひろくあそべる

③ なかよしのいやなところ

せまいこと

④ なかよし、こうだったらいいな

ひろかたらいい

かけたら おうちの人にわたしてね。

ふ、たつのへやがあるから
でもせまい。

もっとへやがひろくて
ゆかにもすわ~~れ~~れるように
してほしいです。

ひろくか"とられるあめにぬれたく
つのまきはくのか"いや。

学校からなかよしまでが
とおい。なかよしのへやがせま
い。

なかよしアンケート抜粋(2012.11月集計分)

コメント	分類
ふたつのへやがあるから。でもせまい	スペース
とうぶがいい。ひとがすくないからひろくあそべる	スペース
なかよしのへやがせまい	スペース
みんながおおい	スペース
せまいこと	スペース
あそぶところが3かしょあつたらいいな	スペース
もっとひろいすぺえすやったらいいな	スペース
もっとへやがひろくてゆかにもすわれるようにしてほしいです	スペース
たたみのへやがおおきくて、ぬいであそべたらいいなあ	スペース
みんながもっとすくなかったらぎゅうぎゅうじゃない！	スペース
ひろかったらいい	スペース
おへやがもっとひろくしてほしい	スペース
もっとせいとがまじめに(たとえば)のってはいけなところのはのらないようにしたい	秩序
おとこの子がけんかしているところがいやです	秩序
だれかがせんせいにふざけてゆうとこがいやです	秩序
しゅくだいをしているときにしゃべってくる	秩序
みんなせんせいとかおともだちのはなしをきいたらいいです	秩序・騒音
しゅくだいの時しずかにしてほしい	秩序・騒音
1年の男の子がうるさい！	秩序・騒音
しゅくだいをしているときにとてもうるさい(ザワザワ)	秩序・騒音
しゅくだいをしているときうるさい	秩序・騒音
となりの人の声がうるさい	秩序・騒音
しゅくだいのときに(せいとのこと)がやがやしゃべったりしてあそびじかんがすくなくなっていやや	秩序・騒音
しゅくだい	その他
いきたくない	その他

外国資本による土地買収を制限する法整備を求める 意見書決議の要望書について

- 去る 6 月定例会時総務文教常任委員会で検討した際に出された意見
 - ・ 日本国土を食い荒らされる危険性を感じている。要望内容を取り上げたい。
 - ・ 慎重に取り扱ってほしい。
 - ・ 他市の状況を参考に検討し、時間をかけて議員間討議を。
 - ・ 反対に日本が他国に対してどうしているか調べてみては。
 - ・ 時間をかけて検討しては。
 - ・ 日本人は領土に寛容すぎる。どこかで意思表示を。
 - ・ あまりに行き過ぎた外国資本による買収はいかなものか。
- 結果
 - ・ 慎重に議論を重ねて、深めていく。
- 要望書（郵送）の差出人等
 - ・ 京都府亀岡市在住 近藤 明
 - ・ 平成 24 年 4 月 6 日、郵送されてきたもの
 - ・ 同内容の文面は、インターネット上の個人のサイトに貼り付けられており、コピー可とし、各地の自治体へ送付するよう広く呼びかけられている。
- 意見書可決した自治体（文面では 15 の自治体と記されている。）
インターネットで検索 （H 2 2 年～H 2 4 年）
静岡県議会、東京都議会、埼玉県議会、鳥取県議会、兵庫県議会、宮城県議会、熊本県議会、北海道議会、徳島県議会、名古屋市会、千葉市議会、新潟市議会、兵庫県養父市議会、徳島県阿南市議会

【外国人土地法】大正 1 4 年 4 月 1 日法律第 4 2 号、大正 1 5 年 1 1 月 1 0 日施行。法務省所管。

- 第 1 条では、日本人・日本法人による土地の権利の享有を制限している国に属する外国人・外国法人に対しては、日本における土地の権利の享有について、その外国人・外国法人が属する国が制限している内容と同様の制限を政令によってかけることができると定めている。

○第4条では、国防上必要な地区においては、政令によって外国人・外国人法人の土地に関する権利の取得を禁止、または条件若しくは制限を付けることができる」と定めている。

○大正15年11月3日に勅令が定められ、国防上重要な地域における外国人による土地の取得に関して、陸軍大臣、海軍大臣の許可を得ることを義務付けており、伊豆七島、小笠原諸島、対馬、沖縄諸島、南樺太、千島列島など外国に近い位置にある島々や横須賀、舞鶴、呉、佐世保など帝国海軍鎮守府所在地が対象となっていた。(戦後、昭和20年10月24日廃止)

○戦後、日本国憲法下においてこの法律に基づく政令はこれまで制定されたことはない。平成22年3月2日、参議院議員加藤修一氏の質問主意書への鳩山内閣答弁では、「土地法改正は考えていない。土地売買等に関し、新たな事前承認制度の導入等の措置を講ずる特段の必要性があるとは考えていない。」

○平成22年10月15日、参議院予算委員会での菅首相答弁「規制には政令が必要だが、現在は存在せず、事実上この法律も有名無実になっている」と指摘し、今後政令を出す必要があるかどうか検討する考えを明らかにした。

【日本以外における立法例】 外国人、外国法人の土地所有

禁止・・・フィリピン、イラン、ベトナム、ミャンマー、インドネシア、タイ

制限区域規制・・・アメリカ、ロシア、アルゼンチン、ペルー、トルコ

国の承認要・・・オーストリア

相手国が認めれば可・・・台湾

中国は土地の私有制度がないため、土地の使用権を購入することになる。(但し、細かな条件を満たすことが必要)

外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書（案）

近年、全国各地において、外国人や外国法人により水源地域の森林等の土地の買収が進んでいる。今後も、世界の水需給のひっ迫などから外国資本等による買収は一層拡大することが予想される。

諸外国では、外国資本等による自国内の土地所有について、地域を限定したり、事前許可制とするなどの制限を課している例があるが、我が国においては、大正 14 年に制定された外国人土地法が実効性を失っており、有効な制限がない状況となっている。

このまま外国資本等による土地所有が無制限に拡大していけば、無秩序な伐採など水源地域の乱開発による水質の悪化や水資源の枯渇など、良好な自然環境の維持や森林の適切な管理、水資源の保全等に重大な影響を及ぼし、日本の国益を損なうことが懸念される。

よって、本市議会は国に対し、国土保全や水資源確保、ひいては安全保障の観点から、外国資本等による森林等の土地の売買や開発行為を規制し、適切な管理体制を構築するための法整備を早期に諮るよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 月 日

亀岡市議会

（提出先）

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

外務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

衆議院議長

参議院議長

議会報告会(11/22)で頂いた意見・要望等と回答について

総務文教常任委員会

会場	意見・要望などの概要	当日回答内容	対応		
			参考	報告	回調査
市民ホール3	市民が聞きたい、相談したいときにどこの課に行ったらいいのか、行政の組織がわかりづらい。例えばバス交通の担当が変更になったが、あちこち変わると混乱する。	一般市民に分かりやすいような方法を検討するように理事者へ申し入れる。			
吉川6	公社問題の原因はそもそも何か。結果は、また塩漬けになっているのか、負債が残ったのか。	銀行からの貸金返済要求がこの発端である。最終的には、医療法人に売却したので、公社保有地ではなくなった。損金約1.7億円は銀行の負担になった。			
吉川9	ガレリアについて。活気がない。民間に貸して活用できないのか。民間のアイデアを借りることも大切である。	コンベンションビューローには知恵を借りている。直売所もできている。しかし、使い方をもっと検討していかなければならない認識は共通している。			
吉川10	地方からガレリアに来られる方も多いが、夕方6時になると食事をする場所がない。近くのファミレスに行く人もいるし、スーパーで弁当を買う人もいる。もう少し遅くまで開けられないのか。	ご意見はお伝えする。			
吉川11	加塚交差点の建物には、市の分室との看板があったが、どうなっているのか。	圃場整備の際の国の事務所として貸し出す予定になっている。			
東本梅1	東本梅町は、世帯・人口が少なく、高齢化が進み、若者は都会に出てしまい、小学生の遊んでいる姿もあまりみかけない。その中で、地域を盛り上げるために様々なイベント等を行いたい、予算が必要になる。地域を盛り上げるための予算を考えてもらいたい。	要望として伺い、議会で検討していきたい。			
東本梅3	公社問題で、市長の給料減額に反対された議員は、市長の給料減額だけではなく、どうすれば納得されるのか。	法律に基づいて仕事をするトップの市長が、虚偽の公文書作成に関わったことを重く受け止めないまま、監督責任として給料減額することで、この問題を終えてしまうのはどうか、このような問題が二度と起こらないよう、十分に問題を受け止めるべきでとあると考えた。			
東本梅4	公社問題の発端となった両公社を兼任する元理事者への処分は。	処分はされていない。特別委員会としては、「告発義務がある」と指摘したが、市長の判断により告発はされなかった。市長が自らの給料減額により全責任を負ったものである。			

(裏面に続く)

総務文教常任委員会(続き)

会場	意見・要望などの概要	当日回答内容	対応		
			参考	報告	回答調査
東本 梅8	部課長級の職員は生ぬるくなっているのではないか。市の職員を見ていたら緊張感がないように感じるところがある。	コンプライアンス推進本部が設置された。議会も、指摘として市長側に申し入れを考えていきたい。			
吉川 1	公社問題は納得ができない。議会として何をされたのか。徹底究明すべきでは。	8ヶ月の間、充分調査した。結果は先の報告の通り。執行権の問題もあり、この先は市民の皆さんの判断となる。			
吉川 5	大型スポーツ施設の誘致について、どのような対応をされているのか。	議会では賛否両論がある。混雑、洪水、用地借地料を懸念する反対意見、起爆剤になるという賛成意見など。それぞれの具体的情報を得て、議会として議論を積み重ねたい。その上で結論を得たい。			